「森林法施行規則の一部を改正する省令」及び「森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件の一部を改正する件」の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和８年３月 30 日
林　　野　　庁

今般制定された「森林法施行規則の一部を改正する省令」及び「森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件の一部を改正する件」は、森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和７年農林水産省令第 55 号）の施行に伴い、当然に必要とされる規定の整理その他の軽微な変更に係るものであり、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第４項第８号に該当するため、同法に基づく意見公募手続は実施しておりません。

今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（参考）

○ 行政手続法（平成５年法律第 88 号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条　命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

２・３　（略）

４　次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七　（略）

八　他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内 容とする命令等を定めようとするとき。

○ 行政手続法施行令（平成６年政令第 265 号）（抄）

（意見公募手続を実施することを要しない命令等）

第四条　法第三十九条第四項第四号の政令で定める命令等は、次に掲げる命令等 とする。

一～十四　（略）

２　法第三十九条第四項第八号の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理

二　前号に掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更

【問い合わせ先】
林野庁林政部企画課
電話：03 - 3502－8111（内線 6218）